1　盛土条例と盛土環境条例の手続きの違い

＜盛土条例＞

土地所有者の同意
土壌の汚染状況の調査（地歴又は分析）
住民への説明会の開催
↓
盛土条例の許可申請
↓
許　可
着手の届出
↓
【搬入前】
土砂等の搬入前の汚染状況報告
・土地の利用履歴（地歴）
・土壌分析調査結果
のいずれかを添付
↓
【４月、１０月】
土砂等の使用量の報告
【６か月毎】
土壌・水質の分析調査の報告
↓
完了の届出
土壌・水質の分析調査の報告
↓
完了の検査

条例改正

＜盛土環境条例＞

盛土環境条例の届出
・盛土等を行う者の氏名
・施行場所
・規模等　　を記載
↓
【搬入前】
土砂等の搬入前の汚染状況報告
・土地の利用履歴（地歴）
・土壌分析調査結果
・再生資源利用促進計画
・採石法、砂利採取法の認可書
のうち必要なものを添付※
↓
【６か月毎】
土壌・水質の分析調査の報告
※分析を不要とする盛土等を規則で規定
↓
完了の報告

※ 複数の組合せを求める場合有

2　規制の対象（届出の対象）

盛土環境条例では、以下の盛土等のうち、1,000 ㎡以上のものを対象とします。

① 盛土規制法の許可・みなし許可の対象となる盛土、土石の堆積
② 埋立て（建築物や工作物の解体・撤去に伴うものを除く。）

なお、「工事に付随する土石の堆積（25 ページに掲載）」や「土石の現地流用（土石を区域外から運び込まないもの）」は対象外となります。

盛　土

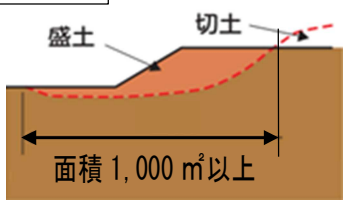

埋立て

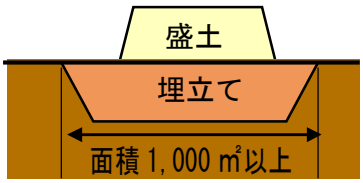

土石の堆積

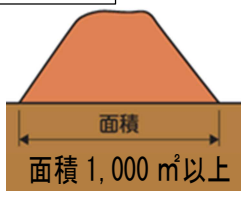

3　主な手続きの流れ（イメージ）

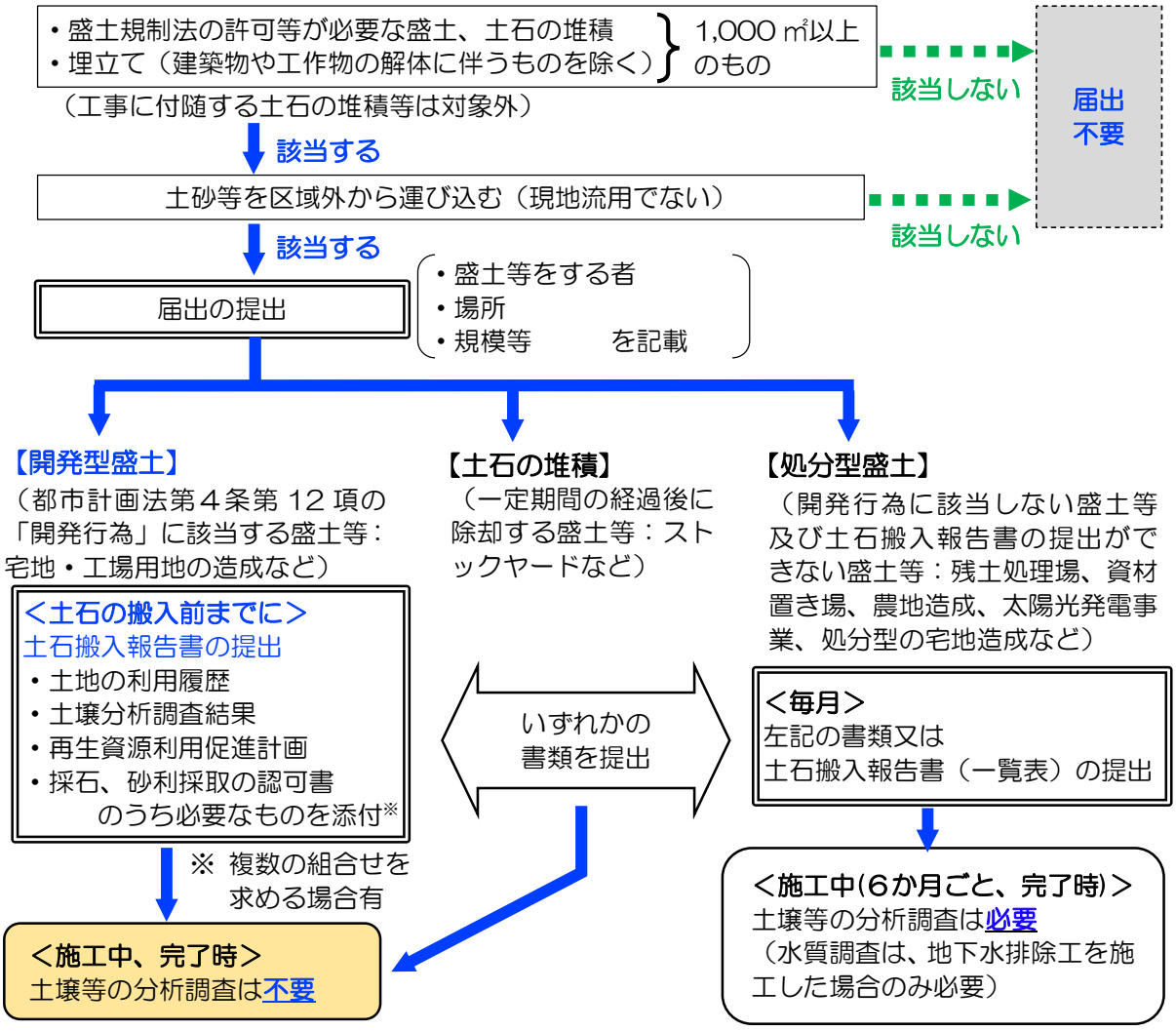

4　盛土等の区分

盛土環境条例における盛土等にはいくつか通称があります。

通称	定義	該当事例※
開発型盛土	都市計画法第４条第 12 項に規定する「開発行為」に該当する盛土	・宅地造成 ・工場用地造成
処分型盛土	「開発型盛土」、「土石の堆積」、「埋立て」以外	・残土処理場 ・資材置き場 ・太陽光発電所
土石の堆積	一時的な土石の積み重ねであり、計画期間後に土石を除却するもの	・ストックヤード
埋立て	へこんだ土地への土砂の投入のこと。	・土石や砂利の採取跡地の埋立て ・凹地の埋立て

※ 一般的なイメージとしての例示であり、工事目的や土砂の搬入状況によって判断します。

５　手続き一覧

（手続きの要否　○：必要、－：不要）

名称		実施時期	手続きの要否				備考
			開発型盛土	処分型盛土	一時堆積	埋立て	
事前の手続き	土地所有者等の同意の取得	盛土規制法 又は 盛土環境条例の手続き前	― 盛土規制法の許可手続で実施			○	同意の扱いは盛土規制法に準じる
	地域住民への周知		― 盛土規制法の許可手続で実施			○	周知の方法は盛土規制法に準じる
①盛土等の届出		届出の対象となる盛土等を行う前（盛土規制法の許可申請と同時など）	○				①と②は同時に提出することも可能
②土石の搬入前の報告		新しい発生元から土石の搬入を行おうとする都度	○（※１）	○（※２）			
③着手の届出		盛土等を行った日から10日以内	― 盛土規制法の許可手続で実施			○	
④水質・土壌分析調査の結果報告（施工中）		着手日から６ヶ月ごと	―	○（※３）	―	○（※３）	土壌分析の方法はスクリーニング
⑤完了届分析結果報告		届出を行った工事を完了した日から 14 日以内	○				盛土規制法における完了と同時期程度
⑥水質・土壌分析調査の結果報告（完了時）		盛土等の完了時（調査結果が判明してから速やかに）	―	○（※３）	―	○（※３）	土壌分析の方法は面積に応じた５点混合

※１　開発型盛土であっても、発生元が不特定、発生時期が不定期などの理由から②が提出できず、搬入前に土石に汚染のおそれのないことが確認できない場合は、処分型盛土とみなすことがある。

※２　発生元が不特定や多数、発生時期が不定期などの理由から、搬入を行おうとする都度、②の提出ができない場合は、毎月、１か月間に受け付けた土砂搬入報告書の内容をまとめた一覧表による提出を認める。

※３　水質調査は、地下水排除工を設置する場合のみ実施

６　住民への周知

埋立て（建築物や工作物の解体・撤去に伴うものを除く。）を行う際には、届出前に以下のいずれかの方法で住民への周知が必要です。

盛土規制法における周知と同じ手法・対象範囲になりますので、「第３編　盛土規制法の手続き（宅地造成・特定盛土等）」をご確認ください。

住民説明会

書面配布

掲示板＆インターネット掲示

７　主な手続き

土石の搬入前の報告

盛土等に使用する土石に汚染のおそれがなければ、環境の汚染の防止が図られることから、土石の搬入前に盛土等に使用する土石に汚染のないことの確認が必要です。

盛土等を行う者は、搬入される土石に汚染がないことを、以下の書類により確認し、その結果を県又は政令市に提出してから、搬入することになります。

- ●土地の利用状況等の調査結果
- ●土壌分析調査の結果
- ●採石法、砂利採取法の認可書
- ●再生資源利用促進計画

} この中で必要なもの（複数の組合せを求めることがあります）

水質・土壌の分析調査の結果の報告

処分型盛土と埋立ての場合は、盛土等に着手してから６か月ごとと完了時に水質と土壌の分析調査を実施し、汚染のおそれのないことを確認し、その結果を県又は政令市に提出する必要があります。６か月ごとの報告と完了時では、土壌の分析調査方法が異なるので注意してください。

６か月ごとの方法
（スクリーニング）

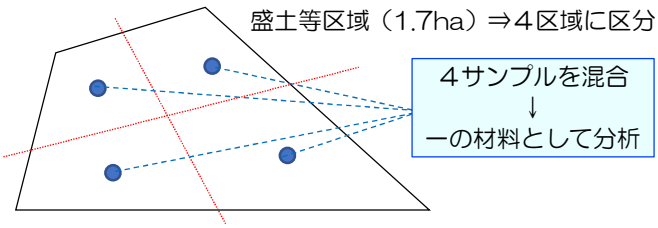
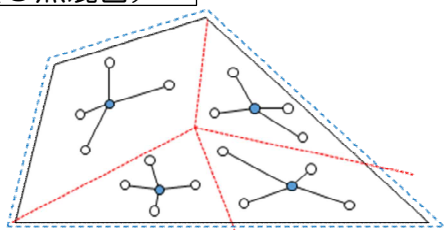
完了時の方法
（５点混合）